わら	STRAW	1327	4.1	−	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	A2 A198
HMX （鈍性化したもの）	HMX, DESENSITIZED	0484	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
HMX （乾性のもの又は湿性されていないもの）	Cyclotetramethylene tetranitramine (dry or unphlegmatized)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＰＢＸさく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	0457	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＰＢＸさく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	0458	1.2	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＰＢＸさく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	0459	1.4	D	−	B	−	E0	−	−	積載禁止	−	130	75kg	−
ＰＢＸさく薬	CHARGES, BURSTING, PLASTICS BONDED	0460	1.4	S	−	B	−	E0	−	−	130	25kg	130	100kg	A165
ＰＥＴＮ （10質量％を超え20質量％以下のPETNを含有するもの） （他に品名が明示されているものを除く。）	PETN MIXTURE DESENSITIZED, SOLID, N.O.S.＊ with more than 10% but not more than 20% PETEN, by mass	3344	4.1	−	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＰＥＴＮ （25質量％以上の水で湿性としたもの）	PETN, WETTED with not less than 25% water, by mass	0150	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＰＥＴＮ （15質量％以上の鈍感剤で鈍性化したものに限る。）	PETN DESENSITIZED with not less than 15% phlegmatizer, by mass	0150	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＰＥＴＮ （7質量％以上のワックスを含有するもの）	PETN with not less than 7% wax, by mass	0411	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＰＥＴＮ （乾性のもの）	PETN (dry)	−	−	−	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＲＤＸ （15質量％以上の水で湿性化したもの）	RDX, WETTED with not less than 15% water, by mass	0072	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＲＤＸ （鈍性化したもの）	RDX, DESENSITIZED	0483	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＲＤＸとシクロテトラメチレンテトラニトラミンの混合物 （10質量％以上の鈍化剤で鈍性化したもの）	RDX AND CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE MIXTURE, DESENSITIZED with not less than 10% phlegmatizer, by	0391	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
ＲＤＸとシクロテトラメチレンテトラニトラミンの混合物 （15質量％以上の水で湿性化したもの）	RDX AND CYCLOTETRAMETHYLENE TETRANITRAMINE MIXTURE, WETTED with not less than 15% water, by mass	0391	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−
Ｖ字形成形爆薬 （柔軟で線状のもの）	CHARGES, SHAPED, FLEXIBLE, LINEAR	0237	1.4	D	−	B	−	E0	−	−	積載禁止	−	138	75kg	−
Ｖ字形成形爆薬 （柔軟で線状のもの）	CHARGES, SHAPED, FLEXIBLE, LINEAR	0288	1.1	D	−	−	−	−	−	−	積載禁止	−	積載禁止	−	−

（注）　英語名に「＊」が付加されているものは、品名に続き当該物件を技術的に補足するための名称を記載すること。

別表第１備考１(2)3)ウ)中「第１欄」を「第２欄」に、「第２欄」を「第３欄」に、「第３欄」を「第４欄」に改め、同備考(2)3)ウ)に後段として次のように加える。

また、当該物件が非ニュートン系である場合又はフローカップ法による測定が不適切である場合にあっては、同表の第１欄に掲げる動粘度（可変式せん断速度粘度計を使用し、多数のせん断速度での23℃における当該物件の動粘性係数を測定し、得られた数値をせん断速度毎に座標に描きゼロ剪断速度を推定する。このようにして得られた絶対粘度を密度で除すことにより得られる近ゼロせん断速度における見かけ動粘度をいう。）に応じ、引火点が同表の第４欄に掲げる温度であること。

別表第１備考１(1)3)ウ)の表を次のように改める。

動　粘　度	流　下　時　間	フローカップのオリフィス径	引　火　点
20㎟／ｓを超え80㎟／ｓ以下の動粘度	20秒を超え60秒以下の時間	4㎜	17℃を超える温度
80㎟／ｓを超え135㎟／ｓ以下の動粘度	60秒を超え100秒以下の時間	4㎜	10℃を超える温度
135㎟／ｓを超え220㎟／ｓ以下の動粘度	20秒を超え32秒以下の時間	6㎜	5℃を超える温度
220㎟／ｓを超え300㎟／ｓ以下の動粘度	32秒を超え44秒以下の時間	6㎜	－1℃を超える温度
300㎟／ｓを超え700㎟／ｓ以下の動粘度	44秒を超え100秒以下の時間	6㎜	－5℃を超える温度
700㎟／ｓを超える動粘度	100秒を超える時間	6㎜	－5℃以下の温度

別表第１備考１(5)2)の表中「１ℓ以上の」を「１ℓを超える」に改める。

別表第１備考１１の表Ａ１７の項中「国土交通大臣」を「当該物件を製造した国」に改め、同表Ａ２１の項3)を削り、同表Ａ３８の項を次のように改める。

A38	当該物件は、ポリスチレン、ポリメチルメタクリレート等の高分子物質から製造されるものをいう。

別表第１備考１１の表Ａ６２の項中「国土交通大臣」を「当該物件を製造した国」に改め、同表Ａ７０の項(1)中「内燃機関」の下に「又は機械」を加え、同項3)中「又はパレット」を削り、同表Ａ８８の項を次のように改める。

A88	試作品のリチウム単電池及び組電池又は生産量の少ないリチウム単電池及び組電池であって、国連試験基準マニュアルの試験要件に従って試験されていないものは、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第１項に規定する書類に記載すること。

別表第１備考１１の表Ａ１０４の項を削り、同表Ａ１１２の項中「若しくは3175」を「、3175、3334若しくは3335」に改め、同表Ａ１３２の項を次のように改める。

A132	腐食性の発煙物質を含む場合、副次危険性を表すラベルＱを貼付すること。また、毒性の発煙物質を含む場合、副次危険性を表すラベルＭを貼付すること。